「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案」等に関する意見募集

The Knights

環境省は 2023 年 10 月 24 日、「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案」等について、2023 年 11 月 23 日まで意見募集を行いました。

「六価クロム」及び「大腸菌群数」について、水質汚濁防止法の環境基準における見直し状況を踏まえ、関連法令等が下記のように改正される予定です。

<u>•水質汚濁防止法施行令•水質汚濁防止法施行規則</u>

生活環境に係る規定項目について　　大腸菌群数　→　大腸菌数

地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準について

六価クロム化合物　　0.05 mg/L → 0.02 mg/L

<u>•建築基準法施行令</u>

浄化槽の汚水処理性能について

大腸菌群数(3,000 個/cm^3 以下)→大腸菌数(800CFU/mL 以下)

<u>•排水基準を定める省令</u>

水質汚濁防止法における排出基準について

•六価クロム化合物の許容限度　0.5 mg/L → 0.2 mg/L

※電気めっき業に属する特定事業場には、暫定排水基準 0.5 mg/L を 3 年間適用

•大腸菌群数　→　大腸菌数(許容限度 800 CFU/mL)

<u>•環境大臣が定める排水基準に係る検定方法</u>

•大腸菌群数　→　大腸菌数(検定方法は、関係省令にて別途定められる予定)

•六価クロム化合物の検定方法を分冊後の JIS K0102-3 とする

<u>•地下浸透水の浸透等の規制に係る検定方法</u>

•六価クロム化合物の基準値　0.04 mg/L → 0.01 mg/L

•検定方法は、分冊後の JIS K0102-3 とし、フレーム原子吸光法を公定法から除外

これらは 2023 年 12 月に公布され、六価クロム化合物に係る改正は 2024 年 4 月 1 日、大腸菌群数に係る改正は 2025 年 4 月 1 日から施行される予定です。

当社では、多くの排水分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料　2023 年 10 月 24 日付　電子政府の総合窓口

(https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000261507)を引用して作成

環境検査箇所　阪口玲子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL:www.knights.co.jp

PFAS の小冊子進呈中！

PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。
当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

お問合せはこちら